

社会福祉法人檀原ふれあいの里福祉会

## 役員報酬規程

### 【目的】

第1条 この規程は、定款第22条に基づき、役員に関する事項を定めることを目的とする。

### 【報酬】

第1条 役員報酬総額は、年10万円を超えないものとする。  
2. 役員のうち、監事に対して報酬を支給する。  
3. 理事に関しては、報酬を支給しない。

### 【支給額】

第2条 前条2項に基づく監事の報酬は、年額は30,000円とする。

### 【公表等】

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の34、第1項第3号に定められた書類として主たる事務所に備え置き、かつ同法第59条の2、第1項第2号に定められた報酬等の支給の基準として公表する。

### 【改正】

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決によって行う。

附則 この規程は、平成24年3月30日から施行する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。